

国海員第 3 5 7 号

平成 2 9 年 3 月 3 日

交通政策審議会

会長 浅野 正一郎 殿

国土交通大臣

石井 啓



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 2 3 年法律第 1 3 0 号）第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、  
下記事項について諮問する。

記

諮問第 2 7 4 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法  
第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
株式会社オーロラエンタープライズ	北海道苫小牧市元中野町四丁目7番1号
大洋タンカー株式会社	東京都港区東新橋一丁目2番17号
トランス SHIPPING 株式会社	大阪府大阪市西区立売堀一丁目3番11号
八豊海運有限会社	熊本県上天草市大矢野町登立12070番地